

介護給付費 適正化事業

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課 紹介グループ

議題

- ケアプラン点検
- 運営指導
- 軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）
- 居宅サービス計画作成届
- 介護保険給付に関する問い合わせ

ケアプラン点検

ケアプラン点検 -目的について-

►ケアプラン点検の目的

引用：ケアプラン点検項目マニュアル

令和4年度厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金 株式会社NTTデータ経営研究所

- ・介護支援専門員のケアマネジメントの質を高めるための取組
- ・自立支援の実現を目指すための「地域全体のケアマネジメント」の質の向上を図る
- ・利用者の尊厳保持や自立支援に資すること
- ・「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求すること
- ・基本となる事項を検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促す

ケアプラン点検 -取り組みについて-

►介護保険法第115条の45に基づく取り組み

- ・那覇市が対象事業者を選定し依頼文を送付します
- ・発送から2週間程の期間内に計画書等の提出を求めます
- ・居宅サービス計画書作成した介護支援専門員にて窓口提出して下さい
- ・点検結果について、面談日時を調整のうえ、双方向で課題等を確認します

※支援を行うことが目的であり、指導ではありません

ケアプラン点検 -基本方針について-

- ・利用者の状態像や利用者が求める生活像について、きちんとアセスメント出来ているか
- ・利用者が求める生活像を実現させるためのケアプランが作成できているか
- ・アセスメントとケアプランの内容に整合性がとれているか
- ・自立支援、重度化防止のため、真に必要なサービスが過不足なくケアプランに位置付けられているか
- ・インフォーマルなサービスを利用、又は検討しているか

ケアプラン点検 -よくみられる事例 1 -

1. 現状について記載あるがどのように分析（要因・背景）結果からニーズを導き出したのかが不明（＝課題整理総括表の活用）
2. ケアプラン作成毎にアセスメントが実施されていない
3. アセスメントでは課題有と判断されていて、ニーズと思えるが計画書ではニーズとして挙がっていない
4. ケアプランになる内容がアセスメントに記載されていない
5. 特記が少なく、状態の詳細がわからない

ケアプラン点検 -よくみられる事例 2 -

- 6.「一部介助」で何ができる何ができないのかわからない
- 7.利用者及び家族の生活に対する意向がサービスを利用することのみになっている
- 8.利用者及び家族の以降が変化しているのに総合的な援助の方針が変化していない
- 9.ニーズ・長期目標・短期目標・サービス内容の整合性がない
- 10.ニーズや目標がサービスを使うこと自体になっている

ケアプラン点検 -よくみられる事例 3-

- 11.目標が本人の目標となっていない
- 12.個別機能訓練加算等を算定する計画になっているが、どのような状態で必要と判断されたのかわからない
- 13.更新時の会議なのに、主治医から意見等、聴取していない
- 14.サービス担当者会議に不参加事業所から照会をとっていない
- 15.どこで誰と面談してモニタリングを実施したのか記載がない、等

ケアプラン点検

-厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助中心型)について-

►趣旨

利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、市町村への届出を義務付け検証を受けること。

- ・訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書の提出を求めます。該当するケアプランを該当月の翌月末までに那覇市へ届出すること

ケアプラン点検

-厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助中心型)について-

- 1 届出の対象サービスの種類 「生活援助中心型サービス」
- 2 届出の要否となる生活援助中心型サービスの回数表

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27回	34回	43回	38回	31回

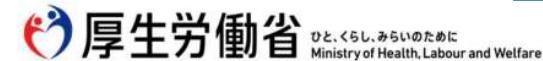
- 3 1月あたり上記表の回数以上位置付けているもの

※ 訪問介護のサービスの利用を制限するものではありません

ケアプラン点検

-厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助中心型)について-

居宅介護支援・介護予防支援 社保審資料P27



社会保障審議会 介護給付費分科会（第220回）	資料 6
令和5年7月24日	

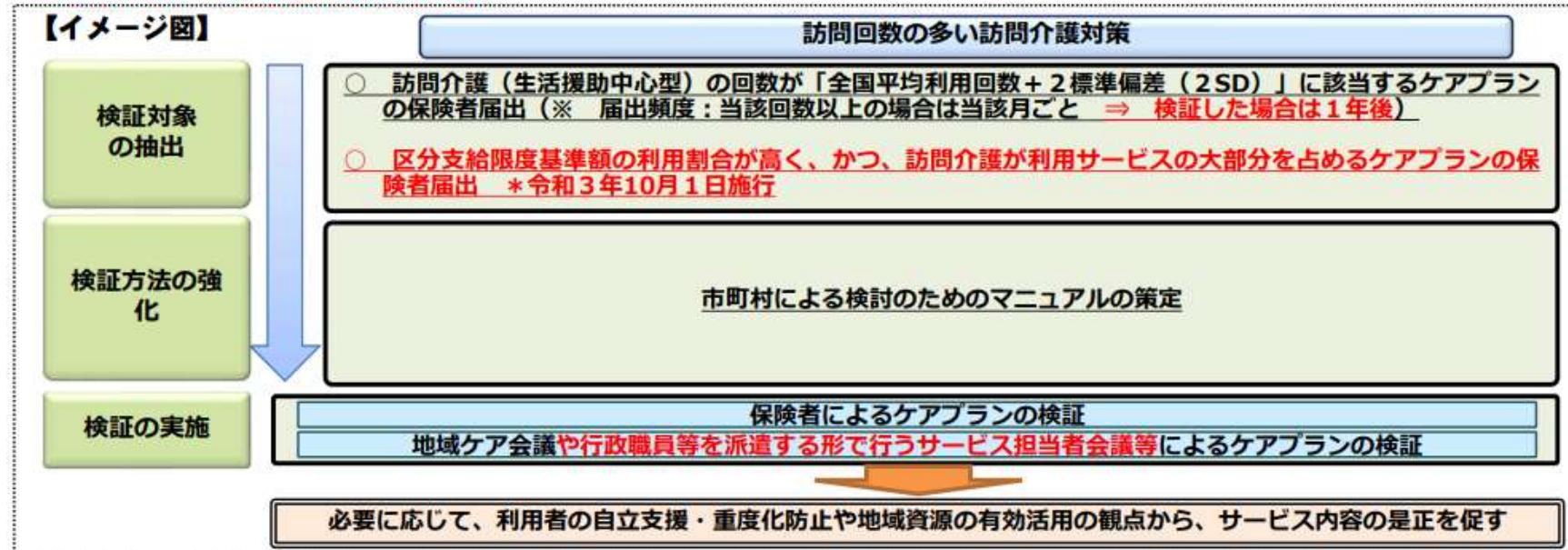
- 平成30年度介護報酬改定において導入された生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランの検証の仕組みについて、実施の状況や効果を踏まえて、ケアマネジャーや市町村の事務負担にも配慮して、届出のあったケアプランの検証や届出頻度について、以下の見直しを行う。【通知改正】
 - ・ 検証の仕方について、地域ケア会議のみならず、行政職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での対応を可能とする
 - ・ 届出頻度について、検証したケアプランの次回の届出は1年後とする
- より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限につながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。【省令改正】（効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行）

ケアプラン点検

-厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助中心型)について-

居宅介護支援・介護予防支援 社保審資料P27

※ 赤字部分：令和3年度見直し分



ケアプラン点検（多職種連携支援事業）

-那覇市要介護者重度化防止等ケアマネジメント研究会・研修会-

▶目的

居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画について、研究会に参加する者から専門的助言を基に、ケアマネジメント手法を研究及び改善していくことにより、要介護者の自立支援及び重度化防止に資することを目的とする

ケアプラン点検（多職種連携支援事業）

-那覇市要介護者重度化防止等ケアマネジメント研究会・研修会-

▶研究会内容

- ・現に解決すべき課題として検討を要する計画等について事例提供し、計画を作成する介護支援専門員、専門職等、保険者が協働で研究・検討し共に気づきを得る
- ・1事例50分以内とし、開催毎に2事例まで開催する
- ・講師として、主任介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、薬剤師等の中から専門職を招聘する

ケアプラン点検（多職種連携支援事業）

-那覇市要介護者重度化防止等ケアマネジメント研究会・研修会-

▶研究会開催案内

市内居宅介護支援事業者あてFAX送信、ホームページ掲載による募集を行う

▶研究会開催方法

オンライン形式、又は集合形式から事例提供者が選択できる

▶研究会参加応募方法

那覇市オンライン申請システムによる申し込み、又は窓口・FAXによる申し込み

ケアプラン点検（多職種連携支援事業）

-那覇市要介護者重度化防止等ケアマネジメント研究会・研修会-

▶研修会内容

- ・研究会で検討し得られた専門的な見地による助言等を取りまとめ、取り上げた課題をテーマとする研修会を開催する
- ・専門職等を講師として招聘し、講義形式で1開催20名程の参加とする
- ・研修テーマは市と専門職等との協議のうえ決定する

※令和6年度は管理栄養士と言語聴覚士をそれぞれ講師として招聘し開催

ケアプラン点検（多職種連携支援事業）

-那覇市要介護者重度化防止等ケアマネジメント研究会・研修会-

▶研修会開催案内

市内居宅介護支援事業所にてFAX送信、ホームページ掲載による募集を行う

▶研修会開催場所

那覇市役所本庁舎内

▶研修会参加応募方法

那覇市オンライン申請システムによる申し込み、又は窓口・FAXによる申し込み

ケアプラン点検（多職種連携支援事業）

-那覇市要介護者重度化防止等ケアマネジメント研究会・研修会-

►居宅介護支援事業所の管理者へ

本市では、介護保険法第115条の48に基づき、要介護被保険者であっても住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、自立支援及び要介護状態の重度化防止を推進する「那覇市要介護者重度化防止等ケアマネジメント研究会」を実施します。

当研究会は、居宅サービス計画を作成する介護支援専門員への『支援』が目的であり、ケアマネジメントのプロセスを踏まえ、自立支援及び重度化防止の観点から基本となる事項を多職種専門職と介護支援専門員、保険者が協働で研究・検討し、共に「気づき」を得ていくものです。

参加者を募集する際にあたりましては、多くの居宅介護支援専門員より応募いただけますよう、ご支援・ご協力の程よろしくお願いします。

次項に参考として、**介護支援専門員自身が考える今後の“目指すべき介護支援専門員像”**の一部を掲載します。『介護保険最新情報Vol.977』

ケアプラン点検（多職種連携支援事業）

-那覇市要介護者重度化防止等ケアマネジメント研究会・研修会-

厚生労働省令和2年度老人保健健康増進等事業居宅介護支援における業務負担等に関する調査研究事業検討委員会一同 令和3年3月「目指すにあたってのポイント 4.多（他）職種連携においてどうあるべきか」を引用

- ①医療ニーズを抱える利用者が増加している現状を踏まえ、医療等との連携の役割を担うために、他職種と共通言語や共通認識等、共有の視点を持ちつつ、多職種特有の文化、言語の理解に努め、多職種との協働を深めること。
- ②地域共生社会を構築する視点で、広い視野をもって、様々な支援機関を含めた多職種等との連携関係を築くこと。
- ③多職種の専門的知見を尊重できるように、介護分野に限らない各分野の横断的な知識等を広く知ること。
- ④利用者、家族の相談・ニーズに対して、他職種の役割や対応を理解し、介護保険制度以外の他の分野に携わる関係者等に介護支援専門員が専門職として責任をもって繋ぎ、双方で連携して取り組む役割を担えること。

運営指導

運営指導

▶ 法令遵守について

介護保険サービス事業者は、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保のため、各種法令等を遵守しなければなりません。そのため、介護保険事業者は、介護保険に関する法令、政令、省令等について精通しておく必要があります。また、適正な運営を行っているとの説明責任は事業者側にあります。行政だけでなく、利用者及びその家族から説明をもとめられたときは、その責任を果たしてください。

▶ 運営基準減算について

令和6年度介護報酬改定にあたり、運営基準減算に関し、注意が必要な内容は次のとおり。

運営指導 -契約時の説明-

►居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合【老企第36 第3の6】

-令和6年4月版 介護報酬の解釈 単位数表編 青本P854 -

(1)指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

※令和3年度改正時に追加された項目「前6月間の居宅サービス計画の総数のうちに占める割合」
に関し、令和6年度改正時に削除された理由は次項のとおり。

運営指導 -契約時の説明-



社会保障審議会 介護給付費分科会（第239回） 令和6年1月22日	参考資料1
---	-------

令和6年度介護報酬改定における改定事項について

社保審資料P130

- 事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。【省令改正】
 - ア 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合
 - イ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合

改正前 = 義務



改正後 = 努力義務

運営指導 -モニタリング-

►居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合【老企第36 第3の6】

-令和3年4月版 介護報酬の解釈 単位数表編 青本P853 -

(4)居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握に当たっては、次の場合に減算されるものであること。

①当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

②当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

※令和6年度改正時に追加・修正された内容は、次項のとおり。

運営指導 -モニタリング-



社会保障審議会 介護給付費分科会（第239回） 令和6年1月22日	参考資料1
---	-------

令和6年度介護報酬改定における改定事項について

社保審資料P8

- 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。
【省令改正】
 - ア 利用者の同意を得ること。
 - イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - ⅰ 利用者の状態が安定していること。
 - ⅱ 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - ⅲ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
 - ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

運営指導 **-モニタリング-**

改正前

①当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

改正後

①当該事業所の介護支援専門員が次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

イ 1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。

□ 次のいずれにも該当する場合であって、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。

a テレビ電話装置等を活用して面接等を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

b サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

②当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

運営指導 -連絡事項-

- ・運営指導を行った際、その結果（指摘事項等）を文書で通知しますが、その文書を保存するとともに、管理者が変更になった場合においては、指導された内容について引き継いで下さい。
- ・本説明会で伝達した内容は、事業所内の職員全員に周知して下さい。

軽度者に対する 福祉用具貸与 (例外給付)



軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の届出について

▶届出様式が変わりました

詳しくはホームページに掲載していますのでご確認下さい

- 例外給付の福祉用具を必要と認めた理由書
- 例外給付シニアカー調査判定表

例外給付 

URL :

<https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/koureisyafukusi/jigyousya/sienjigyousya/reigaikyuhu.html>

軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の届出について

▶提出方法が変わりました

- ・オンライン上で提出書類の電子データをアップロードし、

オンライン上で申請 **(令和6年12月20日開始)**

※窓口申請、又は郵送による申請も引き続き受け付けますが、オンライン申請システムによる手続きへの切り替えにご協力下さい。

例外給付 

URL :

<https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/koureisyafukusi/jigyousya/sienjigyousya/reigaikyuu.html>

事務連絡
令和6年12月10日

居宅介護支援事業者
介護予防支援事業者 各位

那覇市福祉部
ちゃーがんじゅう課長
(公印省略)

行政手続きのオンライン化推進による「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認手続き」の申請方法等の変更について(通知)

平素より、本市の介護保険行政への取組みにご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。
本市では、行政手続きの効率化及び利用者の利便性向上を図ることを目的として、オンライン化の推進に取り組んでいます。

この度、「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認手続き」に関し、那覇市オンライン申請システム(以下、「申請システム」という。)を活用して手続きができるようになりました。

つきましては、下記のとおり取り扱いを変更しますのでお知らせします。

記

1 変更内容

変更前	申請方法	紙提出書類を窓口届出、又は郵送
	結果確認	郵送により申請結果『福祉用具貸与例外給付確認書』を確認
変更後	申請方法	申請システム上で提出書類の電子データをアップロードし、オンライン上で申請
	結果確認	市からメールが届き、申請システムにログインし申請結果を確認

2 変更する時期 令和6年12月20日以降の届出分より受付開始

※従前のことである紙による申請も引き続き受付ますが、速やかに申請システムでの手続きに切り替えをお願いします。

(次へ)

3 申請システムを活用した申請の流れ



4 那覇市オンライン申請システムの掲載場所

那覇市ホームページちゃーがんじゅう課サイトに、ログインURLとQRコードを掲載
トップページ→福祉・健康→高齢者福祉→事業者の皆様へ→居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援事業者の皆様へ→軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認手続きについて

5 その他

令和6年12月6日付で「例外給付の福祉用具を必要と認めた理由書」、及び「軽度者に対する福祉用具の取扱について」の内容を修正しました。詳しくは、上記4記載する那覇市ホームページのサイトに掲載しておりますので、ご確認下さい。

【問い合わせ先】

那覇市ちゃーがんじゅう課給付グループ 福祉用具貸与例外給付担当
電話：098-862-9010 (内線2418)、FAX：098-862-9648

軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の届出について

► 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱について

・令和6年12月6日に内容更新しました。内容は次のとおり。

詳しくはホームページに掲載していますので、ご確認下さい。

例外給付 

URL :

<https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/koureisyafukusi/jigousya/sienjigousya/reigaikyuu.html>

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱について

1 概要

軽度者の方に対する福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくいとして、原則貸与の対象外となる種目(対象外種目)が定められています。
ただし、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される場合は、対象外種目について例外的貸与(以下「例外給付」という。)が受けられます。

- (1)要支援1・2、要介護1の方
車いす、車いす付属品、特殊寝台及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機能機器、移動用リフト(つり具の部分を除く)
- (2)要支援1・2、要介護1～3の方
自動排せつ処理装置(尿のみを自動で吸引する機能のものを除く。)

2 例外給付の判断基準

軽度者に対する対象外種目について例外給付を受ける場合は、①厚生労働大臣が定める者的基本調査結果に該当する場合(手順1のとおり)、②基本調査結果がない場合、もしくは、那覇市への確認による判断(手順2のとおり)があります。詳細については、P 2-3をご参照下さい。

<シニアカーの貸与について>
安全に特段配慮されなければならない福祉用具であることを考慮し、那覇市では介護度を問わず例外給付の届出が必要です。介護支援専門員、又は福祉用具担当者が実地調査を行い『シニアカー調査判定表』を作成のうえ、下記の3(1)提出書類とあわせて届出して下さい。なお、新規貸与の場合は、届出後、那覇市が実地調査を行った上で貸与の可否を判断します。

3 例外給付に係る書類等の提出について

- (1) 提出書類
 - 要支援
 - 要介護
 - ・基本情報
 - ・チェックリスト
 - ・介護予防サービス計画書
 - ・サービス担当者会議録(又は支援経過記録)
 - ・サービス利用票及び別表
 - ・例外給付の福祉用具を必要と認めた理由書
- (2) 提出先 ちゃーがんじゅう課給付グループ(本庁舎2階30番窓口)
- (3) 提出方法 ①那覇市オンライン申請システムによるオンライン申請(推奨) ※下記のURLを参照
②窓口提出(紙書類)
③郵送による提出(紙書類)
- (4) 届出者 担当介護支援専門員、又は、地域包括支援センターの担当職員

那覇市ホームページURL

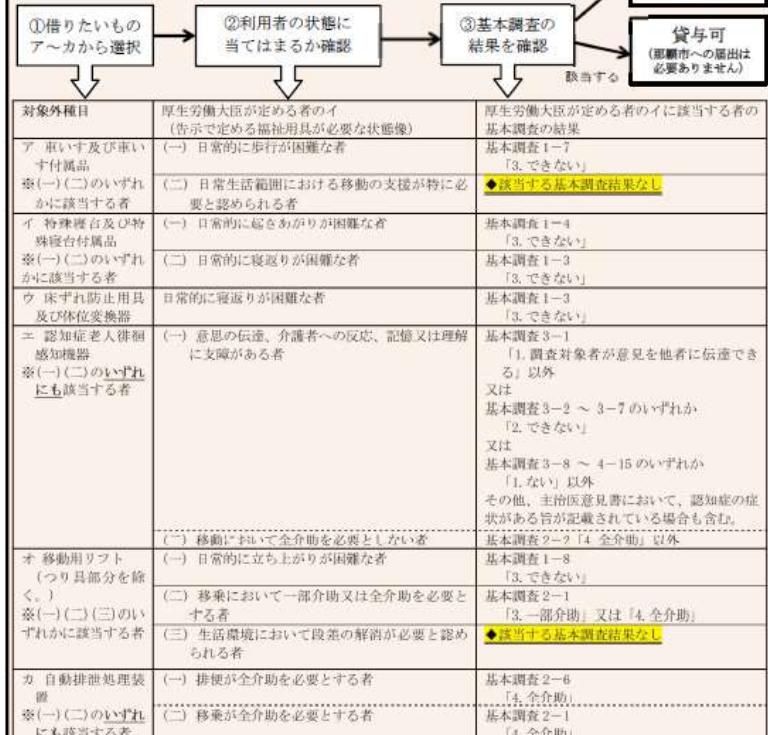
<https://www.city.naha.okinawa.jp/fukushi/kouriesisafukushi/iejousya/sienjigousya/reigaikyuuhi.html>

那覇市トップページ > 福祉・健康 > 事業者の皆様へ > 居宅サービス・居宅介護支援事業者の皆様へ > 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認手続きについて

【問い合わせ先】那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課給付グループ
福祉用具貸与例外給付担当 電話: 098-862-9010 内線2418

手順1

◎判断の流れは次のとおり



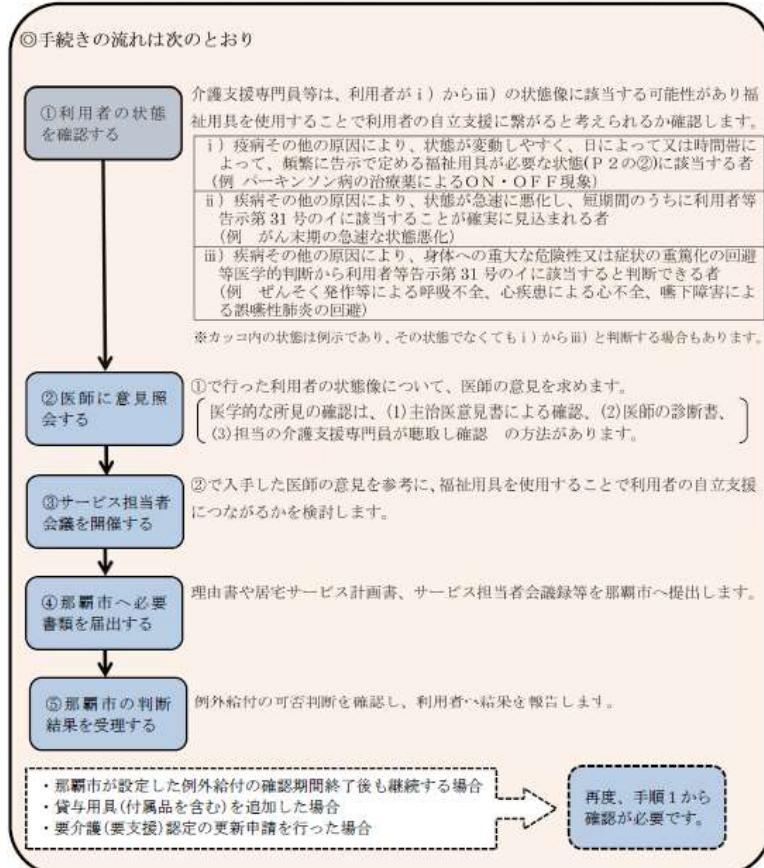
～留意事項～

那覇市では、ア 車いす及び車いす付属品の場合で「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び、オ 移動用リフトの場合で「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に関して、◆該当する基本調査結果がなく判断することができないことから、手順2の那覇市への確認による判断を要します。

手順 2

手順1に関わらず、次の①から⑤までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である場合には、那覇市へ例外給付の届出を行うことによって算定の可否を判断します。

①手続きの流れは次のとおり



Q & A

Q 1 例外給付の届出はいつ、どのようなときに行えますか?

A 1 原則、貸与前に届け出が必要です。

・軽度者が初めて例外給付を受けようとするとき(例外給付に係る貸与品目の追加をしようとするときも含む)。

※「初めて」には、要介護2以上の者が、要介護更新認定・状態区分変更の認定の結果、「要支援1・2、要介護1」のいずれかになり、福祉用具貸与の例外給付を利用しようとする場合も含む。また、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)の対象者は、「要介護2・3」を含む。

・例外給付利用者の要介護更新認定後に開催するサービス担当者会議後、速やかに届出する。

・那覇市が設定した例外給付の確認期間が終了し、終了後も継続して貸与の必要性があるとサービス担当者会議で判断されたとき。

※届出前にサービス担当者会議において、福祉用具貸与の必要性の有無を判断することが必要。

Q 2 暫定期間に福祉用具貸与し、貸与開始後に例外給付を届出した場合でも遡り算定できますか?

A 2 提出書類に特段の不備もなく、やむを得ない事情があったと認められる場合において、介護度が確定した後速やかに(介護認定審査会の翌日から数えて30日以内)届出することにより、担当者会議の日まで遡り算定します。暫定期間に貸与を希望される場合には、本人及び家族へ説明を行い、福祉用具貸与が認められないリスクがあることに関する同意を得て下さい。

Q 3 例外給付の届出が遅れた場合の取扱はどうなりますか?

A 3 届出あった日から算定開始となります。もし、一連のプロセスを経ずに例外給付の届出前に貸与を行った等、届出時に提出書類に不備が判明した場合には、遡り算定を認めません。そのようなトラブルを避ける為にも、暫定期間中で軽度者に該当する可能性がある場合には、早めに例外給付の届出(介護度確定前の暫定プラン添付)を行って下さい。

一連のプロセスとは

① 医師の医学的な所見に基づく意見、② ①を基にサービス担当者会議で貸与が必要であると判断、③ 那覇市へ届出し例外給付の可否を判断。つまり①～③の順番でマネジメントされていることが必要。
※貸与の必要性についてはあくまでも介護支援専門員が判断するもので、医師が判断するものではありません。

Q 4 例外給付の確認期間はいつまでですか?

A 4 那覇市が設定する確認期間は最長12ヶ月程度となります。心身の状態が不安定の場合や、長期間の算定に疑義がある場合には、個別に期間を設けております。

軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の届出について

○車いす及び車いす付属品

日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者

○移動用リフト（つり具部分を除く）

生活環境において段差の解消が必要と認められる者

上記 2 つの福祉用具については、該当する基本調査結果がなく、判断することができないことから、医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者介護等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である場合には、那覇市への例外給付の届出を行うことによって算定の可否を判断します。

軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の届出について

○シニアカー貸与

安全に特段配慮しなければならない福祉用具であることを考慮し、那覇市では介護度を問わず例外給付の届出が必要です。実地調査を行い「シニアカー調査判定表」を作成のうえ、例外給付に係る提出書類とあわせて届出して下さい。

新規貸与の場合は、届け出後、那覇市が実地調査を行ったうえで貸与の可否を判断します。

居宅サービス計画 作成届



居宅サービス計画作成届について

暫定で居宅サービスを実施しているにもかかわらず、事前に居宅サービス計画作成届の提出がなかったために、償還払いとなる等、利用者やサービス事業所に不利益を被っています。

○事前の届出がなかった場合の取扱いは次のとおり。

- ・居宅介護サービス費・地域密着型介護サービス費においては、介護保険法第41条第1項・第42条の2第1項の規定に基づき、市町村が必要と認める場合で、償還払いによる給付費の支給と扱う。
- ・居宅介護予防サービス費・地域密着型介護予防サービス費においては、介護保険法第53条第1項（則第83条の9）・第54条の2第1項（則第85条の2）の規定より、「あらかじめ市町村に届け出ている場合」が要件に定められ、届け出ない月の介護保険サービス費の支給は認められないと解釈している。よって、償還払いは認められず、保険給付の対象とはなりません。

居宅サービス計画作成届について

要支援の認定を受ける被保険者が、介護認定の区分変更を行う際に、要介護に区分変更される見込みがある場合には、居宅支援事業所は、サービス開始月に居宅サービス計画作成届（居宅届）を保険者へ提出ください。

もし、区分変更の結果“介護”と判定されたにもかかわらず居宅届の提出漏れがあった場合、居宅介護支援費の請求はできず、また、サービス利用にかかる費用も償還払い扱いとなります。



介護保険給付に 関する問い合わせ

介護保険給付に関する問い合わせについて

▶介護保険給付や運営基準に関する問い合わせ

事業所の管理者が書面で行って下さい。電話による問い合わせには原則受付できません。また、事業所の一職員が、または個人で質問することもお控え下さい。

問い合わせに関する注意点及びその詳細については、ちゃーがんじゅう課ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

質問票 

URL :

<https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/koureisyafukusi/jigousya/kaigohoken/toiawase.html>

介護保険給付に関する問い合わせ事例

例1) 月額報酬にかかる日割り請求に関する各種問い合わせについて。

→「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（厚生労働省老健局：令和3年3月31日事務連絡）資料9 月額包括報酬の日割り請求に係る適用」の資料をご確認のうえ、疑義があれば保険者へ問い合わせください。

例2) 介護保険請求を行ったが、後日、国保連合会から「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表（令和〇年〇月審査分）」が届いた。

→まずは発出元の国保連合会へ問い合わせください。返戻理由を確認のうえ、保険者へ連絡ください。

ご視聴、
ありがとうございました

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課 紹介グループ[°]